

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【公表番号】特表2012-501146(P2012-501146A)

【公表日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2011-524501(P2011-524501)

【国際特許分類】

H 04 W 24/06 (2009.01)

H 04 W 8/26 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 2 4 3

H 04 Q 7/00 1 6 1

【手続補正書】

【提出日】平成24年8月22日(2012.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項19

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項19】

第1のネットワークシステムで動作するために構成されたネットワーク装置と、第2のネットワークシステムで動作するためネットワークアドレスで構成された加入装置を少なくとも備えた無線ネットワークシステムを試運転するための方法であって、

前記ネットワーク装置が、前記ネットワーク装置と前記加入装置との間の距離に対応する近接情報を供給するため発見メッセージを報知し、

前記加入装置は、前記発見メッセージを受信すると、前記近接情報が既定の近接値と一致するかどうかを決定し、前記近接情報が前記近接値と一致する場合、試運転モードに入るよう構成されて、前記加入装置が第1のネットワークシステム内でアドレス可能である、方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0177

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0177】

加入装置111は、ステップ141で前記発見メッセージを受信し、その信号強度検出器80は、前記発見メッセージの受信した信号強度(RSSI)を決定する。RSSI値は、CPU24へ転送され、CPU24は、ステップ142で近接メモリ120からポーリングされた信号強度閾値とRSSI値を比較する。RSSI値が信号強度閾値以上である場合、すなわちネットワーク装置1が加入装置111に0.5メートルより近い場合、加入装置111は、ステップ143-147に従って、試運転モードに入る。